

○質疑（三好委員） 補正予算に関しまして、大きく2つお伺いしたいと思います。

初めは、福祉施設整備についてお伺いいたします。

まず、児童福祉施設整備費補助金の減額補正についてお伺いしたいと思います。今回の補正予算で6億3,200万円余りの減額補正を行うということでもありますけれども、これは保育所の整備箇所が30カ所から17カ所に減ったとお聞きしております。なぜ見込みを下回ったのか、また、平成27年4月には保育所の待機児童数をゼロにするという目標を掲げておりますけれども、こうした点への影響はないのかということについてお伺いしたいと思います。

○答弁（働く女性応援プロジェクト・チーム担当課長） 保育所につきましては、平成25年度当初予算におきまして20カ所、725人分の定員増を予定いたしまして、このうち10カ所、300人を賃貸分園による整備ということで見込んでおりました。賃貸分園につきましては、本園の近くにつくるという要件がございまして、適当な物件が見つからないなどの理由から取り組みが難航しておりまして、市町に対しまして賃貸物件による整備を働きかけてきていたところでございますけれども、保育の予定枠の確保に影響が出ないようにということで、賃貸分園からの振りかえをいたしまして、9月補正予算におきまして新設の整備を10カ所、340人分を増額補正いたしたところでございます。

結果といたしまして、賃貸の分園は10カ所、300人に対して、1カ所、30人の整備ということで終わりましたけれども、補助を受けていない自主的な整備も含めまして、最終的には19カ所、855人分の確保ができて、当初の予定を130人上回るということで、定員の増が図られたということになっております。

また、平成27年度に待機児童ゼロの見込みがどうなるのかということでございますけれども、これにつきましては、平成26年度当初予算におきまして、賃貸分園や小規模保育所等を含めまして、33カ所、1,386人分の定員増に係る予算をお願いしているところでございます。これらの整備を着実に進めるとともに、ソフト対策といたしまして、利用者の情報不足による保育サービスのミスマッチを解消する保育コンシェルジュを有効に活用するなどにより、平成27年4月の待機児童ゼロを目指してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（三好委員） 数字がちょっと追いつけなかったのですが、いろいろと御苦労もあろうと思います。先ほど出た賃貸分園でありますけれども、もともと柔軟な対応によって保育所を確保するというので始められたと記憶しておりますが、適当な賃貸物件を見つけることは困難であったというお話がありました。当初の前提条件がいろいろと変わってきていると思いますので、よく市町と協議していただいて、各市町の実情に即した保育所の整備が行われるよう、目配りをしていただきたいと思います。

その上での質問となりますけれども、今回の補正予算では障害福祉サービス事業所の整備のために5カ所分の予算が計上されておりますが、それに加えて、材料費の高騰と

か建設業界の方々の人手不足というようなこともやはりあるのだらうと思いますけれども、同じようなことにならないのか、心配もいたしております。こうした整備が本当に大丈夫なのか、計画どおりいくのか、現在の見通しについてお伺いしたいと思います。

○答弁（障害者支援課長） 今回の5件は、もともといずれも平成26年度予算での対応を計画していたものでございますが、平成25年度の国の補正予算で緊急経済対策として148億円が計上されましたものですから、県としても施設整備を推進したいという観点で、前倒しでこのたびの補正予算での対応を考える、あわせてこの5カ所を、2億1,750万円の繰り越しをお願いしているところでございます。

この5カ所は、いずれも自己所有の土地を確保しておりまして、資金計画上も問題はございません。また、整備内容も余り特殊でない構造、グループホームとか、それから就業のための施設という内容でございまして、つくりも一般的な軽量鉄骨、木造といった形で、工事内容としても特段の支障はないと考えております。規模の最も大きいもので440m²程度、工期を6カ月半と見込んでおります。状況としまして国の内示がこの3月下旬にはあるのではないかと想定しておりますので、今後速やかに手続を進めて早期の着工を促し、工事の進捗状況をしっかり把握しながら適切な執行を確保してまいりたいと思っております。

○要望・質疑（三好委員） 承知いたしました。着実な着工ということでありまして、先ほども言いましたように、とにかく最近、建設資材が高騰して、また、業界の人手不足ということで不調・不落が続いているわけでありまして。そういったことにならないようにしっかり取り組んでいただきたいと思います。適正な予定価格の設定、それから、着工後の工事進行管理等に努めていただきますようお願いいたします。この質問は終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、補正予算で準備事務経費が計上されております臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金についてお伺いしたいと思います。この2つの給付金は、ことし4月から消費税が8%に上がることに伴いまして、低所得者と子育て世帯への影響をできるだけ緩和するために創設されたものであると承知いたしておりますけれども、実際に給付金を支給する事務は市町が行われるわけでありまして。これまでも、よく似た事務としてはバブル崩壊後の経済対策の際に地域振興券を配布したというようなことを覚えておりますけれども、それも随分昔のことですので、市町にとっては余り経験のない事務をすることになるであろうと考えます。

また、この給付金につきましては、国におきまして簡素な給付ということで、消費税の議論においてセットで、割と早い段階から話に上がってきておりましたので、早目の対策というようなことも指摘されるなどして、市町の中には実際にシミュレーションしているというようなこともお聞きをするわけでありまして、逆に十分な対応ができていないというところもたくさんあるようでありまして。消費税増税に伴うものであり、もたもたするわけには

いかないので、速やかに支給する必要があるわけでありますが、一方で個人情報を取り扱うということにもなりますので、慎重な対応も求められると思います。

市町においては、こうした事務も含めまして、給付金の支給方法などについて十分準備していただいた上で事務を行っていく必要があるわけでありますが、そこでお伺いするのは、こうした市町向けの説明会はどのような形で開催されてきたのか、また、今後どのようなスケジュールで県や市町は事務を進め、また、いつごろから対象者への支給が始まるのか、教えていただきたいと思います。

○答弁（健康福祉総務課長） まず、臨時福祉給付金につきましては、市町村民税が課税されていない方などを対象に、1人につき1万円が支給されます。また、もう一つの子育て世帯臨時特例給付金につきましては、児童手当の受給者等を対象に、やはり対象児童1人につきまして1万円が支給されます。

この2つの給付金の市町向けの説明会でございますが、昨年12月からことし2月にかけて、それぞれ2回の説明会を開催し、県が具体的には説明して、それを受けて市町の担当者の方々からの質疑応答を受けるような形で行っております。

今後のスケジュールでございますが、県民の皆さんに対しまして5月から6月以降、国、市町の広報活動とともに県においても広報を行うこととしております。給付金の申請開始時期につきましては、基本的には各市町が決定することになっておりますが、審査には今年度分の、いわゆる課税状況を把握する必要がございますので、今のところ最短で6月ぐらいからの支給になるのではないかと思います。多くの市町で、ことし6月から8月ごろからの申請開始に向けて準備をされております。

県といたしましては、給付金対象者にできるだけ速やかに支給できるということが重要でございますので、可能な限り市町に対して支給時期の調整を、横並びも含めて働きかけてまいりたいと考えております。

○要望・質疑（三好委員） 今御説明がありましたように、なかなか横並びにならないという認識はお持ちになられていると思います。国の政策に呼応してという言い方をよくされますけれども、こうしたことは一律に、一斉にあうんの呼吸で行われるということが大切でありますので、県がしっかりコーディネートして、今、存在感が少ないと言われる中でありますので、しっかりと存在意義を出していただきたいと思います。対象者に漏れがなく給付金が支給されますよう、県としてもしっかりとフォローしていただきたいと思います。こうした点について、重なるかもしれませんが、どんな体制で市町への助言や支援を行っていくのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

また、支給事務に必要ないろいろな個人情報があると思いますが、県から市町へ提供しなければならないもの、提供を受けないと支給ができないものというのも恐らくあるだろうと思いますけれども、それはどんな情報で、どのように提供されていくのか、あわせてお伺

いしたいと思います。

○答弁（健康福祉総務課長） 先ほど申し上げましたように、市町向けには説明会を開催しておりますが、それ以外にも質問への対応は随時行ってきております。

この支給事務に関しましては、県のほうも複数の課がかかわっておりますので、市町との窓口をまず一本化する、今、健康福祉総務課が担当しておりますが、適宜、各市町の準備状況や業務状況の情報収集を行いますとともに、支給事務の中で生じた疑義等につきましては、国と連携し、市町に対して引き続き助言・指導を行ってまいります。

また、給付金に関する個人情報は、基本的には市町が保有しておりますが、例えば、臨時福祉給付金の加算対象となる者の受給者情報のうち県が所有する、具体的には、例えば原子爆弾被爆者医療特別手当等の受給者情報等でございますが、こういったものにつきましては、県から市町に情報提供を行ってまいります。こうした個人情報につきましては、具体的には市町に提供することに相当な理由があるとか、事務の目的に必要な範囲内で提供するなど限定的にとらえて、個人情報のデータには、例えばパスワードを設定するなど、取り扱いには十分注意してまいりたいと考えております。

○要望（三好委員） 個人情報の市町への伝達等についてもできるだけ早く対応していただきたいと思います。今回の 2 つの給付金が滞って消費税増税に対する国民の反発を招くというようなことがあってはいけないわけでありまして、県下の市町で、先ほどおっしゃいましたように、早いところは 6 月から支給が始まった、遅いところは秋口になってもまだ始まっていないというようなことであれば、それは県の責任も問われるわけでありまして。そういった責任感を持って頑張っていただきたいと思います。

また、個人情報の取り扱いについては十分注意して、県内すべての市町が足並みをそろえて円滑に支給ができるよう、県としてもしっかりと助言・支援に努めていただきたいということをお願いいたしまして、質問を終わります。